

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 母が悪質商法に騙され 心配になっています

# Q

離れて暮らす母のことでご相談があります。  
母は80歳で一人暮らしです。近くに兄一家がいるにはいるのですが、嫁との折り合いが悪く、兄が時々こつそり様子を見に行く程度で、ほとんど付き合いません。年にしては元気で寝込みもせず、ありがたいことなのですが、私も心配で月に1度くらいは戻るようにしています。このところ急に物忘れが激しくなり、認知症かなと思うことがあります。  
先日戻ったら、布団がいくつも置いてあって悪い予感がしました。最近一人暮らしの

年寄りを狙った悪質商法のことをよく聞くので、尋ねてみると、出入りする若い男性に勧められて購入したとのこと。よく話をしてくれるし、とても親切なので息子が孫みたいでうれしいとのことです。  
私は怒って、契約書を出してもらい、代金をどうしたのかと聞くと、みなその人が親切にや

ってくれたので分からないとのこと、ぞっとしました。通帳や印鑑のあり場所を尋ねると一応はあったのでほっとしましたが、この状態では私は母のことが心配で、安心しておちおち眠ることもできません。  
今後どうすればよいでしょうか。



実に悩ましい問題ですね。  
恐ろしい勢いで高齢化が進んでいるので、誰しも老いを避けて通れません。親と同居をしても介護の問題があるし、離れて住んでいればそれに法律的な問題も加わってきます。

## 訪問販売の解約はクーリングオフで。 家族が協力して法律や身体介護の問題解決を。

# A

まず訪問販売の件ですが、業者から書面を受け取った日から8日以内であれば、いわゆるクーリングオフ（無条件解約）ができます。ハガキで構いませんが、心配であれば配達証明をつけると万全です。  
その期間を過ぎていても国民生活センターに行つて相談すれば、業者と交渉をしてくれて、返金してもらえることも結構あるようです。ダメ元で相談してみましよう。

まさかとは思いますが、業者に預けた通帳の残高も確かめましょう。布団代金の払い込み以外にも出金があれば、警察に訴え出なければなりません。  
老いてくると判断能力が鈍くなるうえ、寂しさが募り、親切にさえてくれればお金などい

くらでも出しているという心情になり、悪徳業者に狙われるのです。  
今後を考えると、やはり近くに誰か信頼ができる人がいてくれないとまた同じことを繰り返すでしょう。騙されて家を売られてもしたら、それこそ大事です。残念ながらそんな心配が杞憂とは言えない世の中です。

これまでいろいろあつて複雑な思いがあると察しますが、大事なお母様のことです。お兄様に事情を話し、是非とも関わってもらいましょう。医者にも診てもらいましょう。もし認知症であれば、成年後見制度の利用も考えてよいかもしれません。

これは人の行為能力を家庭裁判所が公的に制限する制度で、これまで長らく禁治産・準禁治

産でした。平成12年に制度が変わり、医者による鑑定結果によって、後見、保佐、補助の3種に分けられることとなりました。後見人などになるのはやはり近い家族が一般です。弁護士などに依頼する場合にはもちろん有料です。お母様の意思さえあれば誰か信頼できる人に後見を頼む任意後見制度もあります。全国にある社会福祉協議会などに相談することをお勧めします。

ただいづれにしてもこれらは法律的なサポートであり、身体介護の実践的なことには及びませんので、それが必要な場合には役所にご相談ください。  
相談者にもご家庭があつて費用も大変と思いますが、できるだけ戻ってお母様の面倒を見てあげてください。